

○ 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）

改 正 案	現 行
八 投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場されて いるもの又は社団法人投資信託協会（昭和三十二年七月十日に社団 法人投資信託協会という名称で設立された法人をいう。）が前 日の時価を公表するものに限る。） イ・ロ （略）	八 投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場されて いるもの又は社団法人投資信託協会が前日の時価を公表するものに 限る。） イ・ロ （略）